藤倉見人出の志

三編

拾

へ遠13
2475
55

門 遠15
2475
55

天下賜三角山
奉禮天相畀鼎鼐
明發成恭五序奇

茶礒榮

謙会周関志後編巻拾

一 將軍御拾遺 自害所歟
并 義秀再發所不審の事

一 東宮の武士御訴して又陽の事
并 和田義盛遺訓と結る事

鎌倉鳳凰堂志巻拾

將軍御臺訓拾遺が自害の歌事

并 義秀再發の事と義秀

去程に拾遺は尼君の御事に同て

見ぜ非なるべし自女の道をもち自害

してお果ひまじ羽を目にて此義上

吹ぶんに連しければ尼君おひけり

鷲まきのひ秤云世事は随ひもで
してお果しはいよ〳〵茅秀客
通せしは頼ひなし生のむもひ
女なりしと思怒りまゝ〳〵小條茅府
を召されしまゝ此茅を誘ひのふ
ゝ茅府より給しびの色をなし和
田が誤りしとてべき種なりしおもひ
しかば松鶴は茅秀と客通して

乱間せらまんとおもひ自害
せしと披露し茅秀と吟味せん
よし仰出されなば和田が一族ども
いかは陣ぜるしも和田の好きなす
思へ何ぞそなすなる何なるを次つことき
せんと有しかば尼君まゝ此
茅ゝ同じ局にて名茅の中訳
なく自害せしと沙汰いるまさも

将軍のもとへ御書をいさしけるまで
将軍大ひりおどろきのひ自害
せし事子細ぞ御ぶんと御名害
に思ひ御書の御訴へ訴と告さ
まひ申れば折衷局が召仕への端
女御書の御方へ渡り松しみが出
殺せし無を差とて遣て云の御き
又御訴り有るうちの事しども

始終くるしくせしと云れば御書
訴りを大ひなるげきのひおき
なきしきより行時も待とも
なさげ今度将軍の御り依て
義秀が妻り嫁し毎日同公さて
べきより御後さるなり志りるに
尼君の御斗ぶひりて之事をもと
此の日御局を尼君の御訴へ

筑のまほとてそれがしが力におよばで
川筑のひともおくれ頭ん申
と思召内し将軍より清盛へ
内親は下さるよし仰に同じく宣は
ある事へ将軍より縁辺の事御
推量あれば遅々の内なりしに
まづきしの卿ありし所に如所
の義なり扨も波羅女房つぼねも

い言の紅も義秀がをしくへ袋と
道をんと松しめが弟は寺院へ参
論と親はとあげ容に義秀が
もしくへ送り件の袋と浪もし垣
あるまじくも要細に物語り申
まいさしもの胡沈に松しめがさん
底をと感じ良難傷の所なり
しげ語は鞭へかやけりるん深をと

たゞくしと流し天晴勇士の
妻ときこひべき女なるゝ天下
と行るひとで剃さへ刀劔にふして
死たるゝ名便のいるゝなりと
大ひに歎息して兄へおもと知ら
也告けるゝ常豊期豊ち人お
ど後き羽くし孫と志の次第なり
美理を兵へたくの自害女まれ

なる振舞ひ惜んでもなきあ
り皆見尼君の嫉妬偏執より
起るまゝなりとれら局が心底と
尼君ゝ持也なるべき天下第民ゝ
書ひにして四海靜謐なるべき
ことと三人靜見合也局が究期の
美ゝ付天下の安危をおもひつ
けて落涙数刻に及びける也

せくに係りて歎くにはあらずと高ハ
忠孝等とせるの所にして鬼り
えとも感恩せしむるが由（三人の
勇士斯り称しえに及ぶ志りるり
尼君より将軍のことと（御誡も
ひるハ松し母秋側にまうしきしらバ
毎日然傷の体にして卿をいさ
めるまゝなく心中思ふるものなも

のなぐんと人をもとりてゐづぬる
といへども其言をいるとて唯あけ
蕃なげきかれしむ由（心切難く
おもへ（其心底を見んぬに期時を
呼迎し嫁せしむべきむは吹也
るに堅く辞退しかく粉然ひと
なるに由（熊とせめて探り見る
に義秀に義理立してその気

問せるは分明なるにて書せるは
中地より美秀と密通におよび
表向より中陽ハじんと親ひし
色のなり是によりて粉く探
り見るに分明なるにて是のある
事なりや云ひけるにて自害
せり是をもつておもふに美秀
なんぞや胡付をとらひなるがゝ道也

しなるゝ局を誘ひ出せしあと
由へ松しみが所に誘りなく法訴
へ返さんがゝなりなり二ツ下ハ秤約
米の局を胡付に犯されたゝハ親
の婦とおもひ思ひして情じく
ゝなせけしをものなりしかれば美
秀まへくより名義密通とな
せし罷ハのがまし親し胡付誘引

糺問して申しけ致せしとの上意
なりけれども蔵如是をきひかく
憤怒天をつゝぬき美身を振り
けるが上使はむかひ出る雲を蔵
ゆきのかる蔵秀ゝ名蔵の罷
ゆるゝ糺しゝ申し聞しと仰下さる
るすこれ蔵のおもはい何をのゝて
ゆゆと問けるゝは上使のいまく松鶴

が申りしてゆるなりしと申ければ
し豊打蔵ひその局自害のよ
し取りしが但し将命いるゝ
弟と申ければ上使のいまく和田母
ハ何と出雲ゆぞや松しゝ自害ゝよ
り蔵秀どの(出頭がひ)ゆり是を
糺せしの出申るなりしと申ければ蔵
豊いよくしまゝひ出し物く和田

義如之諸士の別當にして御
敵人の理非を正しまた充給の
中よつゞなり天下の政なる
ばさるなり卿も兆義なしもち
論私の計らひいるさまで憲法を
もつぱらとして道にはらざるせん
義をいるし難しこれへは中々
義秀と局を密通しの由頼がひ

松鶴の好命の内などう詮義
をいぬざるに相手自害して密
通といふ儀拠だしはれてその義に
ゆゑ組し局の自然いるもしらさは
らば口書をいるさせ吟味おもむ
まで大切りなるもべきたづなり
自害せし詮まて見を紀さん
としのふるまれば以て利りあさ

り君中御まじども見をかせざ
秘子をかぼふは似るかりよりて笑
秀と出しやべし如何様ともはを
りぐひやさるべし某しの命じ
ふるのぶはまづ子なるかりしも急変理
兆をお糺しやさんなれどもお手付
世をりけらざれば様にて笑秀を
罷いるかしがさしされども諸者の

詞へ面倒は様るに見り係て
某糺明するの上意を所所上
るなり宣教化人を命じ下さる
旨しと返言せしかば使書理は
ふくし給ふは立偽り主張云
上をおよびやさんと雅をとるかち
なるは笑如之事り笑秀を呼
出して上使と同道してまいるべ

きよし中付けまたば上使まゐ
義秀及同道ゑ記りひかふ面
清下知りよりけく書はさる面
と中せども義如之ゑ書れと呼
ぜして跡より書しなば中訳
の事所教へ面しとまく願ひと
勤る面し基が心のちゆけたく
書り同道被されれば仰りなら

ざる訴なりしと強る詐ひ曰りし
むる者上使を止事と仰ぶし
て將軍の所訴を詐へ偽りける
宿事の武士所訴して又傷の事
并義如之強勤と結る事
民君の所言偽りしより相比事が
密内の実否と清乱明めらん

きるみわらぜかり合の事なれば
切板と中付ぎし筆秀如新る
まれば期時を松し母と誘引出せし
其へ客通の筆は格別名便とは
おもへども見れしを切板中つけ
ぎしたあらば一生の意恨は称る
まじ深怙のなきに止らひと如ぎ
し筆時を秘子勘当せらるしは

武門の筆理よりしなりなく
期時を尊ぶ出し服きら次ぎ
当人同時に切板させん事まさ
しき道なるらん見当人ともなる名
筆客通の罷りはわらはしども当
人が来ようにより起り松し母が自害
りおよびぬるまば京都口の中訳
如新に斗らひ此たん筆秀が筆

ハ格別期時が首にて実見をべ
し深く期時をとる所に出して
をうへて落笑中何事しと
ありければ何をも所にも
の所にひなりしと取知しなりは
るにしとき笑時にたひにお遣して
御天を期時に切腹させんなを
なかしかをひ何かなりに和田

父子が罷を糺さんとも出しは
る神身の事なれば此上云ふる
なる縁ゆゑ面に取知して退出
しけれども期時が御情知をなる
うへとの御をちかしに御情知を
ざるよりも出次に中に沖りど
もなしと心を労しけるえより
期時に後州富士郎へ出しし並

兆道のこゝりて倚前無人の所
為なるゆへ大ひにいかり憤りらく
若いかで彼をして不ゝ二猴舞をこゝん
がゝ為め一族親類ども勤仕を止め
他人求りのたらひりなさんとの
思案なり將軍家にどろきゝ為
ひ何由へ閑居なるやかと上使を以
て尋ねさせものひけまゝバ義直り

迎言に對なる子細なれば此まで
義秀出智と兼りはやぐ出仕を
なさんも憚りなりかけハ親類
より一言乃変所口入なさしめま
じきには落若ゝ為りお涌なれど
御免の上言次第子連出勤つゝ
まけるは自しとやまとぞ將軍
是兆なく思ひの所に義時又

此義を諸士まで之の義を
義如之法上を恨こての事なり
と申掠りて形智とすりけり
後るは同六月七日出所の侍所
りおゐて惠宿の武士伊達四
郎兼師右馬助口論を仕出し
後鋤りおよびける高宮の所領
ども双方に立るとうしさんぐり

打合けるが折節夜中の事なり
て志りるべき武士の行ぐざれば是
と制するものなく既り御所
大乱り近き伊達四郎兼師が
家来を切殺しまゝ兼師伊
達が家来を切るよりけり出所中
大ひり後鋤を將軍の出受り
為りし驚るまのひ甲く法む

自しと命じめぬといへども有
合の事優人唯そふぞうしるの
こゝりて志げまゝる故事を清
訴近邊の所家人ハ返くさも有
るといへども言ふを知ぬ同周
章制し得ず結るに和同義也
此務訴を吹ひ訴居の身なりと
いへども諸士の別當果し吹ず

てゝ如斯しと命じ頃ハ數案ハ
連一さんし清訴ハ沈つけ大事
りて制しなるハ各く所訴ハ
ねての年論理非ともに上をおそ
まざる所處云諸同所の法令ハ
斯ハ諸士の別當和同義也
各く結りのひ振りに務訴せば
悉く誅せ自しと大事に解

いりける雅楽の雲をうしと吹かく
よふくに結りける義豊怒りて自
從下知して新右馬尉常豊同く
舎弟胡豊同胡比家ホ鞍ハ族
ある人を殺しまで生捕けるよりけり
出訴忽まち結まりける義豊如
の面々の性名を書記し即死
をの郎人手負二人是を要く

れ改め取次をもけりて幕し薬
居の身なれども御訴の猶訴也
子迷池に乗し猶訴允志げまりは
詔を変所の義出上の斗ふひを願
上を申しと申を生捕のものと也
護人ハ相復し其身ハ子息所領
ホ召つまし者訴ハ陽り再度薬
居してけり将軍ハ此猶ぜき

猶訥數刻におよび結まらざる
を義豊記来りおくに夜結
弱證になしける事大ひに感
まりしく義豊が誠忠也とおぼし
召出黄昏にする訴に義豊ろう
居の身なりしとて御前に出演を
ぐに陶瓷也しかば出乱問見ある
旬くよし将軍家件の案じを

出吟味ありし訴に東宮の武
士ども召捕より起りし事と
白状也しかば御の義にて如訴猶
訥に及び法訴をさるべし又傷
に及ぶの条曲事なりと怒り強
く事速翌日罷名の出変所なり
伊達兵部とも訴常召放され
流罷に和しかひ召り御訴にて

の又湯也、其曰罷おもしく再度吟
味におよぶ次第時り罷名を改
めふ訴なり諸に貴罷の正き
時ハ諸侯是を称じて君を叩く
義如此義を吹へ天晴のめい
君之を称じ申り義時なりせバとこ
ましを付て御来を帯じ大欲
息して居るなりしといへり

荻
新徳

道天潤

謙会見常志巻二好編拾終り